

<b>第 148 号</b>	<b>Super Highway</b>	 J R 東労組ホームページ
発行日 2024. 3.26		

## バス関申第 4 号に対する回答③

### 【改善基準告示】

9.1 日の拘束時間は 13 時間以内とし、これを上回る場合は労使議論を行うこと。  
回答) 2024 年 4 月改正の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に基づき、勤務作成時においては 1 日の拘束時間は原則 13 時間までを堅持しつつ、地域交通の維持の観点等の事由による場合においても、高速線、貸切便を含む行路については最長 13 時間 30 分まで、一般線のみの場合は最長 14 時間までに努めるものとしている。

10.1 日の休息期間に関しては、行き先地における休息期間が 2 回以上ある場合は、いずれか 1 回を 9 時間以上とし、分割休息は原則行わないこと。  
回答) 2024 年 4 月より施行される「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に則り対応していく。

11. 予期し得ない事象への対応時間の取り扱いに関しては、平常時の交通状況等から事前に発生を予測することが可能な道路渋滞等(夏休みのお盆輸送・ゴールデンウィーク渋滞・年末年始・渋滞・天気予報・夏の台風予報等)が予想される場合は、前もって各現場で対策を講ずること。  
回答) 改善基準告示第 5 条第 1 項 7 号において当該必要が生じたことに関する記録がある場合に限り、予期し得ない事象の対応時間を連続運転時間の算定から除くことができることとなるが、従前どおり勤務作成時は勿論のこと、予期し得ない事象が発生した場合においても、運行管理者の指示のもと、過労防止の観点に基づき、運行上可能な限り中断時間の確保等も含め対策していく考えである。

**J R バス関東で働く仲間を一つに!**